

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支給に関する事務等を実施する。</p> <p>児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知 (2) 児童扶養手当の手当額改定請求の受、審査、審査結果に係る請求者等への通知 (3) 児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査結果に係る請求者等への通知 (4) 児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知</p>
③システムの名称	住民情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル 世帯員ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第37項 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項</p> <p>57の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」が含まれる項</p> <p>13、16、26、30、47、64、65、87、116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課 児童福祉係
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 児童福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支給に関する事務。	児童扶養手当に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支給に関する事務等を実施する。 児童扶養手当及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知 (2) 児童扶養手当の手当額改定請求の受、審査、審査結果に係る請求者等への通知 (3) 児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査結果に係る請求者等への通知 (4) 児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報システム、団体内宛名統合システム	住民情報システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当データファイル、宛名情報ファイル	受給者ファイル 世帯員ファイル	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37項	・番号法第9条第1項 別表第一の第37項 児童扶養手当(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の13,16,26,30,47,57,64,65,87,116の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する情報」が含まれる項 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	事後	
平成31年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	